[事案 15-13] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 2 月 27 日 裁定申立受理
- · 平成 16 年 7 月 28 日 和解成立
- < 申立人の主張 >

腰痛治療のために入院した平成 15 年 5 月 9 日から同年 8 月 20 日までの期間全日数 (104 日)を対象とした入院給付金全額を支払うこと。

<保険会社側の主張>

提出された診断書からは全期間にわたって入院の必要性があるとは認められず、また、 外泊が判明したことから、支給期間は平成 15 年 5 月 9 日から 2 回目の外泊をした前日 の 6 月 12 日までとすることが妥当である。

<裁定の概要>

裁定審査会は、診断書に基づき入院の必要性について第三者である医師に参考意見を聞いたうえで保険会社から事情聴取を行った。その後、保険会社から申立人が契約を継続する意思がないことから、契約の合意解約(解約を条件として入院給付金は請求どおり払う)もしくは、医療系特約の合意解約(主契約を残し、医療系特約(入院保障特約、手術保障特約、傷害特約)のみ解約し、入院給付金は請求どおり全額払う)の2案が提示された。

裁定審査会は引き続き申立人から治療の内容、外泊および外出の状況等について事情 聴取を行った。(申立人は都合により裁定審査会の場での事情聴取に出席できないとの ことだったため、地元地方連絡所に来所願い電話での事情聴取を実施した。)

裁定審査会は保険会社から示された案も含め和解の方向で検討し和解案を申立人に 打診したところ、申立人より「医療系特約の合意解約」で和解に応じたいとの申出が出 された。そのため、裁定審査会は和解契約書を作成し、当事者双方に交付し双方の合意 を得て、和解契約書の調印をもって円満に解決した。